

香港の栄養表示制度

2009年8月 日本貿易振興機構（香港）
(免責事項)

本資料は、日本から香港への食品輸入・販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。香港政府の作成した資料を基に和訳していますが、執筆後に規則が改定・変更され本資料の内容と異なることもあります。この翻訳資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロ香港は、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。

実際の輸入・販売を行う際においては、香港政府の該当機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。

※本資料の無断での引用・転載は禁じています。



香港の栄養表示制度

食品栄養表示法セミナー

食物安全中心



背景

[栄養表示とは？]

- 食品の栄養成分を系統的に示す
- 通常は表にして示す
- 各国の栄養成分表の様式は異なる

Nutrition Information 栄養情報	
Per 100ml/100ミリリットルあたり	
Energy/ 热量	52 kcal/キロカロリー
Protein/タンパク質	0g /グラム
Fat ,total /総脂質	0g /グラム
- Saturated fat/ 飽和脂肪酸	0g /グラム
Cholesterol/コレステロール	0mg/ミリグラム
Carbohydrate/炭水化物	13 g /グラム
-Sugars/ 糖	9.5g /グラム
Dietary fibre/ 食物繊維	0.5 g/グラム
Sodium/ ナトリウム	2 mg/ミリグラム
Calcium/ カルシウム	2mg/ミリグラム

[

世界の現状

]

- 栄養表示制度を実施する国や地域は増えつつある
- 一部の先進国はすでに強制的に栄養表示制度を実施している(米国、豪州など)
- ほか一部の国は強調表示のある包装済み食品に対し必ず栄養表示をするよう求めている(EU諸国、シンガポールなど)

[香港の現状—栄養表示]

- 栄養表示の特定法例は2010年7月1日に施行される
- 現在、一部食品のみ栄養表示を記載
- 香港市場を流通する食品の栄養表示はさまざままで、内容、表示方法、形式のいずれも異なる
- 消費者にとって商品の使用や比較は難しいうえ、事実と異なる表示や誤解を招きかねない記述もある

栄養表示制度

[栄養表示制度導入の目的]

- 消費者が十分な情報に基づいて食品を選択できるように支援する
- 食品製造業者が栄養基準に適応する食品を提供するように奨励する
- 誤解を招く、あるいは虚偽の表示や強調表示を規制する



規制範囲

- 一般の包装済み食品
- 以下は適用されない
 - 36か月末満の乳幼児に消費されることを意図して処方された食品
 - 特殊な栄養摂取を要する者に提供される特殊な食品

免除適用食品を除き、すべての包装済み食品は栄養表示を義務付けられる

[「包装済み食品」とは?]

- 食品を全部あるいは一部包装し、以下のすべてに該当する商品は栄養表示を義務付けられる
 - 開封あるいは包装を変えなければ、食品の中身を変えることができないもの
 - いつでも単品の食品として、最終消費者あるいは飲食業者に提供できるもの
- 以下に該当する食品は、栄養表示の適用を免除される
 - 未包装で、顧客の購入時に包装されるパン・菓子類
 - ポリ袋に入れているだけで、袋の口が密封されていない、あるいは針金の留め具、ガムテープ、賞味期限の印刷されたフックなどでしっかりと封をされていないパン・菓子類

「特殊用途食品」の判断方法

- 以下の原則に該当する食品：
 - 食品成分上、類似する通常の食品と大きく異なるもの
 - 一定の身体的あるいは生理的な状態や特定の疾患による食餌上の条件を満たすために特別に加工あるいは処方されたもので、特殊用途食品として提示されるもの

「特殊用途食品」の判断方法

■ 例1：

妊婦用粉ミルク



- ・妊婦に必要な栄養素を特別に処方したもの
- ・通常の粉ミルクと栄養成分が大きく異なる
- ・妊婦に必要な栄養素を配合した食品と明記している
- ・妊婦以外の人は通常これを食用しない

■ 例2：

プロテイン



- ・一定の身体的あるいは生理的な状態や特殊な疾患の食餌条件を満たすために特別に処方されたものではない
- ・本食品が特定の利用対象者の特別な用途に適するとは明記していない
- ・一般の人々はいずれもこの食品を食用できる/する

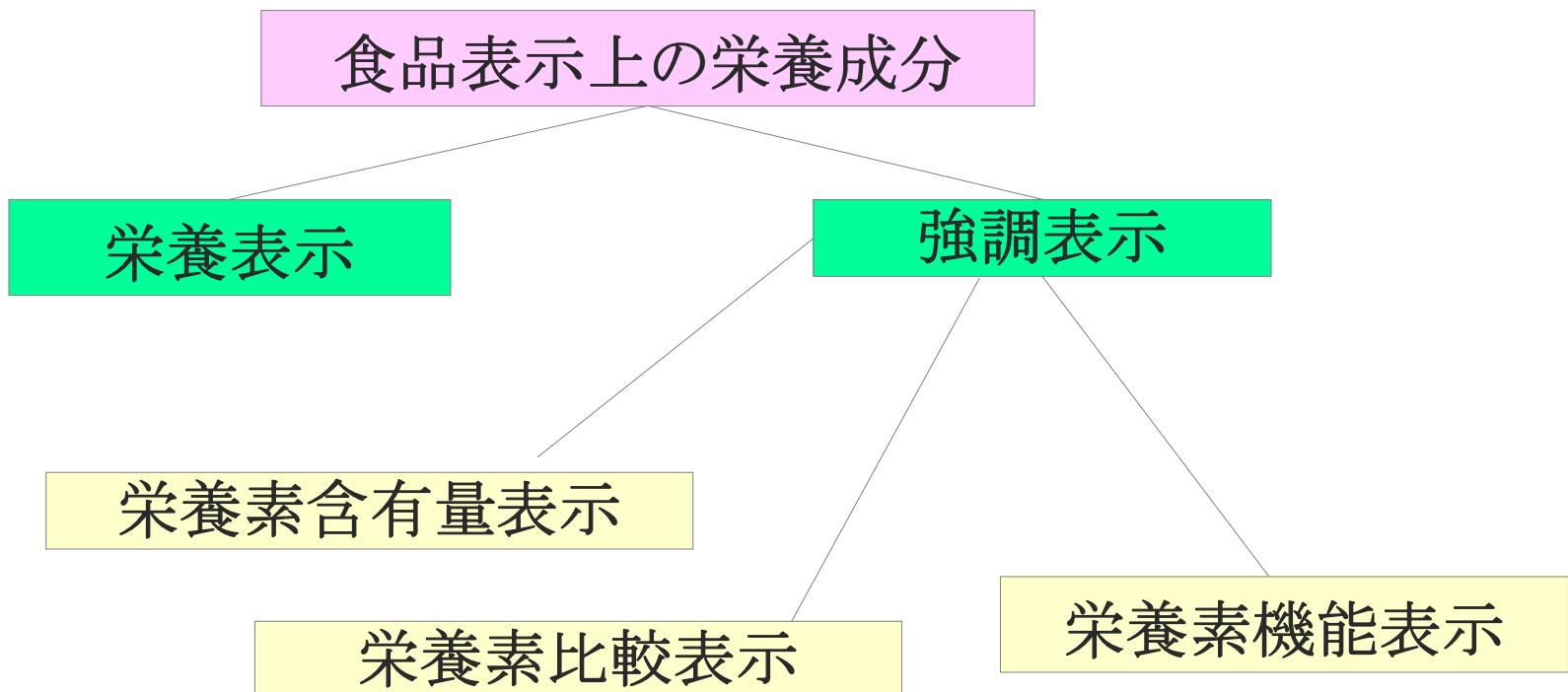
■ 例3：

ノンシュガーのど飴



- ・一定の身体的あるいは生理的な状態や特殊な疾患の食餌条件を満たすために特別に処方されたものではない
- ・本食品が特定の利用対象者の特別な用途に適するとは明記していない
- ・「糖尿病患者に適している」
- ・一般の人々はいずれもこの食品を食用できる/する

〔『2008年食品および薬品(成分および表示) (改訂：栄養表示および強調表示の規定)規則』〕



必須表示の栄養素

- 1+7(熱量と7種の主な栄養素)-
すなわち熱量、タンパク質、炭水化物*、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖
- 強調表示を行う栄養素(脂質類に関する強調表示がある場合、コレステロールの含有量も併記しなければならない)
- その他の栄養表示は任意である

*炭水化物の含有量は「有効炭水化物」あるいは「総炭水化物」として表記してよい。ただし、「総炭水化物」と表記した場合、食物纖維の含有量も併記しなければならない。

必須表示栄養素の表記方法

- 食品100g(もしくは100ml)あたりの含有量を表示する、
- パッケージあたりの含有量を表示する(内容量が1食分の場合)、または
- 1食分あたりの含有量を表示する(1食分をグラム(g)あるいはミリリットル(ml)で量り、これと同時に何食分が入っているかを明記しなければならない)

必須表示栄養素の表記方法

- 熱量:キロカロリー(kcal)もしくはキロジュール(kJ)で示してもよい
- 栄養素含有量:グラム(g)、ミリグラム(mg)もしくはマイクログラム(μ g)で示す

* 任意表示の栄養素:同形式による表示を奨励する

熱量/栄養素の表記方法

- 热量はキロカロリー(kcal)あるいはキロジュール(kJ)、栄養素はグラム(g)、ミリグラム(mg)あるいはマイクログラム(μg)で示すほか、熱量、必須表示／任意表示の栄養素は、いずれも栄養素等摄取目安量に対する割合(%)で含有量を示すことができる
- 中国(すなわち香港で採用している)、あるいは海外の衛生当局、あるいは国際的な保健機関が採用している栄養素等摄取目安量を割合算出の基準としなければならない

〔栄養表示の様式に関する規定〕

- 栄養表示はパッケージのよく見える場所に示さなければならない
- 栄養成分は表の形式で示さなければならぬ
(パッケージの総表面積が200 cm²に満たない場合は、直線的な様式でもよいものとする)
- 適切な表題を付ける
(たとえば、「栄養表示」、「栄養情報」、「栄養成分」など)
- ラベルや文字のサイズおよび栄養素の並び順に関して規定はない
- 指導書に示した様式例を参考する。その他の様式は、改訂規則に従っていればよい

中国語/英語/両方の併記



強調表示

- 食品に特定の栄養特性があることを記した、示した、または暗示した表現を指す
- コーデックス委員会が定めたガイダンスの原則を参照し、強調表示を規制する
- 強調表示規制の対象範囲:
 - 栄養素含有量表示
 - 栄養素比較表示
 - 栄養機能表示

規制対象は食品ラベルおよび宣伝を含む

【許容範囲内の強調表示の事例】



加添
維他命A,D,E



中心
Safety

[栄養素含有量表示の事例]



栄養素含有量の表示

- 食品に含まれる熱量や栄養素の水準を表現した強調表示を意味する
- コーデックス委員会の栄養素含有量表示に関するガイダンスを採用し、かつ香港でよく見かける強調表示を認める: 例えば、「低糖」や「トランス脂肪酸を含まない」など



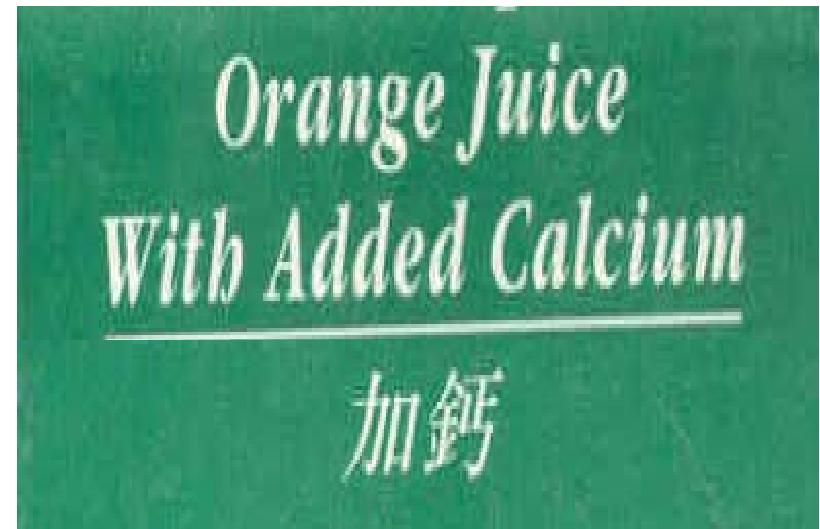
「トランス脂肪酸を
含まない」



〔栄養素含有量表示の許容範囲〕

- 热量(低い、含まない)
- 総脂質(低い、含まない)
「xx%無脂肪/xx% fat free」は認められるが、
「低脂肪」の基準を満たさなければならぬ
- コレステロール(低い、含まない)
- 飽和脂肪酸(低い、含まない)
- トランス脂肪酸(含まない)
- 糖(低い、含まない)
- ナトリウム(低い、非常に低い、含まない)
- タンパク質(低い、供給源、高い)
- ビタミンおよび無機質[ナトリウムを除く] (供給源、高い)
- 食物纖維(供給源、高い)

[栄養素比較表示の事例]



[栄養素の比較表示]

- 同一食品の異なるバージョン間あるいは類似の食品間で、熱量あるいは栄養素含有水準を比較した強調表示を意味する
- 例:比較的低い脂質 - 脂質の含有量は同じブランドの通常の商品より25%少ない
- 栄養素比較表示に関わる栄養素は栄養素含有量表示の基準に伴って表示されなければならない

[栄養機能表示の事例]



[栄養機能の表示]

- 栄養素が身体の成長や発達、正常な機能に果たす生理的な役割を表現した強調表示を意味する
- 例: カルシウムは骨や歯の成長を助ける
- 栄養機能表示に関わる栄養素は栄養素等摂取目安量及び／あるいは栄養素含有量表示の基準に伴って表示されなければならない
- 認められている栄養機能表示の事例の一部は、
食物安全中心のウェブサイトに掲載されている

【 その他の表示]

- 一部の栄養素含有量表示(例:「オメガ-3」)は国際的に統一した規定ではなく、香港でも使用できない
- 食品の熱量や栄養素の含有量の高低、量の有無を特に強調しない限り、実際の分量の表示は、強調表示とはみなされない(例:「1食分あたり0.5gのオメガ-3」)



• 0g Trans Fat
Contains 2.5g Saturated Fat Per Serving



食物安全中心
Centre for Food Safety

【 その他の表示]

- 法例で義務付けられたアレルゲン含有量表示は、栄養素含有量表示とされない



Produced in a nut-free environment
Suitable for Vegetarians/Vegans
Dairy and Lactose free
Non-GM Soya beans

✓ OVEN BAKED
✓ CHOLESTEROL FREE
✓ GLUTEN FREE (circled)
✓ LOW IN SATURATED FAT
✓ SUITABLE FOR VEGETARIANS



LOW LACTOSE

[その他の表示]

- 「有機」や「天然」のラベルは影響を受けない



食物安全中心
Centre for Food Safety

[

その他の表示

]

■ 以下の表現は強調表示と見なされない：

- 「化学調味料無添加」
- 「硬化油不使用」
- 「ノンカフェイン」
- 「電解質を含む」
- 「無糖」/「甘さをおさえた」
- 「カゼイン・フリー」("casein free")
- 「フェニルアラニン含有」("contains phenylalanine")
- グリセミック指数(glycaemic index)に関する表記
- 「遺伝子組み換えではない」(non GM)



[免除の原則]

- 実際の作業が困難である場合
 - 例: パッケージ総面積が100cm²以下
- 食品の中に熱量や主要栄養素が含まれていない(ゼロに近い)
- 他の成分は全く添加されていない、一切の加工をされていない新鮮食品
 - 例: 新鮮な果物、野菜、肉類、魚類
- 少量販売の包装済み食品

免除品目

1. 課税品条例(第109章)第53条の「アルコール度」の定義で規定された方法で算定したアルコール度が1.2%を超える包装済み食品。
2. 飲食店で販売される包装済み食品で、通常、即座に消費するために購入されるもの。
3. ひとつの品目として販売するために、個々にしやれた包装をされた菓子類。
4. ひとつの品目として販売するために、個々に包装され、それ以上の包装はされていない保存果物。
5. 総表面積が100cm²に満たない容器に入った包装済み食品。

免除品目

6. 生鮮あるいは冷蔵、冷凍、乾燥の果物あるいは野菜で、以下の両方を満たすもの。
 - (a) 他の食材を含有していない容器に詰められる
 - (b)他の成分は添加されていない
7. 炭酸水で、以下の両方を満たすもの。
 - (a)二酸化炭素以外の成分は添加されていない
 - (b)表示やラベルが炭酸ガス入りであることを示している
8. 湧き水およびミネラルウォーター(ミネラルを人工的に添加し、ミネラルウォーターと表現されている水を含む)。
9. 熱量をもたない、あるいは主要な栄養素を含有していない包装済み食品。

免除品目

10.一般的に人間の食用とされる食肉、海水・淡水魚、その他の水産物で以下の条件をすべて満たすもの。

- (a)生の状態である
- (b)それ以外の食材を含まない容器にパックされている
- (c)他の成分はまったく添加されていない

11.さまざまな食材を含有した包装済み食品で、以下の条件をすべて満たすもの。

- (a)下準備を行った場所と同じ場所で最終消費者に販売される
- (b)即座に消費されることを意図していない
- (c)人間の食用に適するように調理されることを意図している

免除品目

12. さまざまな食材を含有したスープのパックで、以下の条件をすべて満たすもの。
- (a) 製造過程で加熱処理は一切行われていない
 - (b) 即座に消費されることを意図した販売ではない
 - (c) スープとして人間の食用に適するように調理されることを意図している
13. 包装済み食品で、以下の条件をすべて満たすもの。
- (a) 税関条例(第112章)第88条に基づき非課税である公共的な性質をもつ慈善団体や公的基金によって販売されるもの。
 - (b) 慈善目的で開かれるイベントで販売されるもの。

免除品目

14. 包装済み食品で、以下の条件を満たすもの。

(a) 加工処理された場所で最終消費者に販売されるもの、或いは

(b) 加工された場所、あるいはそこに直接隣接する場所で最終消費者に販売され、上記(a)あるいは(b)で言及した場所以外で販売のために提供されることのないもの

15. ひとつの品目として飲食店で販売される包装済み食品。

16. 年間販売量が30,000個を超えない包装済み食品（香港市場に包装済み食品を導入したい業界に適している。免除を受けるためには、食物安全中心に対し事前申請し、一定の条件を満たされる必要がある。例：毎月、販売数量を提出する等）。

免除範囲に関する注意事項

- 少量販売の免除事項: 免除を受ける包装済み食品や宣伝に如何なる強調表示を行った場合、免除は取り消される
- その他の免除事項: 免除を受ける包装済み食品に如何なる栄養情報を表記した場合、あるいは包装済み食品や宣伝に如何なる強調表示を行った場合、免除は取り消される

罰則

- 栄養表示および強調表示の規則に違反した者は、法律違反を犯したことになり、最高で以下の刑に処される：
 - レベル5の罰金（五万香港ドル）、および
 - 6ヶ月の禁固刑

業者に対する政府の支援

- 技術指導書
- 手法指導書
- セミナー
- ホットライン
 - 24時間ホットライン: 2868 0000
 - 電話サポートサービス: 2381 6096
- ウェブページによる情報提供 (www.cfs.gov.hk):
 - FAQ(よくある質問)
 - その他の資料、例：栄養表示計算機

[スケジュール]

- 約2年の準備期間
- 2010年7月1日より施行
(施行日より、すべての包装済み食品に栄養表示を義務付ける)

]

[

～ありがとうございました～

